

令和7年度
保育園入園申込みのポイント

練馬区保育課入園相談係



©2011 練馬区ねり丸



この動画では、令和7年度保育園入園申込の重要なポイントについて説明します。

目次



1 4月入園申込みスケジュール



2 育休延長の手続きが変わりました



3 転入予定の方の申込方法が変わりました



1～3について、順番に説明いたします。



1：4月入園申込みスケジュール

4月1次 申込み期間	令和6年10月1日（火） ～ 令和6年11月8日（金）	オンライン申請の普及に伴い、 今年度より申込締切日直前の夜間窓口を 廃止いたします。
4月1次内定発表	令和7年2月14日（金） （予定）	内定・非内定にかかわらず、 申込者全員に通知をお送りします。
4月2次 申込み期間	令和6年11月11日（月） ～ 令和7年2月21日（金）	4月1次利用調整で非内定となった方は、 <u>引き続き4月2次利用調整の対象になり ます。</u>
4月2次内定発表	令和7年3月12日（水） （予定）	<u>内定した方にのみ通知をお送りします。</u>

まず、令和7年4月入園の申込みスケジュールについて説明します。
4月1次の申込み期間は令和6年10月1日（火）から令和6年11月8日（金）までです。

4月1次の利用調整の結果は、令和7年2月14日（金）に発表します。内定・非内定にかかわらず、全員に通知をお送りします。

発表日前後でお引越される方は、書類の行き違いの可能性があります。転送手続きを行うか、入園相談係へご連絡ください。

4月2次の申込み期間は、令和6年11月11日（月）から令和7年2月21日（金）までです。

4月1次で非内定となった方は、引き続き4月2次の利用調整の対象となります。

4月2次の利用調整の結果は、令和7年3月12日（水）に内定した方にのみ通知を発送します。



2：育休延長の手続きが変わりました

令和7年4月から、育児休業給付金の支給対象延長手続きが変わります

必要書類

入園申込書の写し



保留通知書



育児休業給付支給対象期間
延長事由認定申告書

入園申込書の写しはすべてのページが必要になります。予めご自身でコピーをお取りください。

育児休業給付支給対象期間延長事由認定申告書は厚生労働省のHPに掲載されています。その他詳細は厚生労働省のホームページをご確認いただくか、管轄のハローワークや勤務先の労務担当までお願いいたします。

次に、育児休業延長手続きの変更について説明します。

令和7年4月から、育児休業給付金の支給対象延長手続きが変わります。手続きの際には、入園申込書の写し、保留通知、育児休業給付支給対象期間延長事由認定申告書が必要になります。

入園申込書の写しはすべてのページが必要になります。予めご自身で写しをとって保管しておいてください。窓口でのコピー対応はいたしかねます。オンラインで申請される方は、申請画面を印刷して保管してください。育児休業給付支給対象期間延長事由認定申告書は厚生労働省のホームページに掲載されています。

詳細は厚生労働省のホームページをご確認いただくか、管轄のハローワークや勤務先の労務担当までお願いいたします。

指数を下げる希望がある方は『育児休業延長許容の申出書』をご提出ください

第5号様式（第3号様式） 育児休業延長許容の申出書

【令和7年度用】

● この申請書は育児休業期間中に、**育児休業を延長し、保育指数的に減算を受けること**を目的として提出する書類です。
 ● 通常保育指数的に減算を受けることは、**育児休業延長許容の申出書**を提出することによって行われます。
 ● この申請書は、入所希望の保育施設に希望する保育指数的減算の希望を記載するものです。
 ● 延長申請書の提出、受理、審査、決定の必要書類は、申請書に添付して提出してください（申請書に添付書類がない場合は）。

＜保育指数的減算を受ける期間について＞いずれかを選択し、☑をしてください。

A この申込みの有効期間内すべての月において、保育指数的減算を受けてほしい。
 B 令和7年2月までと記入した場合
 ▶令和7年2月までと記入した場合
 令和7年2月まで：10点で算定 / 令和7年4月から：通常の保育指数(就労等)で算定
 ▶出産要件期間中（内定しても復職が不要）は24点で算定し、出産要件期間以外の育児休業取得期間中は10点で算定します。

1 希望する保育施設に入所できない場合に、育児休業延長許容の方のみ減算を受けてください。
 2 育児指数的減算額は10点とし、希望の保育指数的減算額を記入してください。
 3 育児指数的減算額は、希望の保育指数的減算額から減算額を差し引いた額となります。希望の保育指数的減算額が希望の保育指数的減算額を上回る場合は、減算額は希望の保育指数的減算額となります。
 4 内定を辞退した場合は『育児休業延長許容の申出書』を提出していただく必要はありません。
 5 本申請書は育児休業期間中に提出することによって、減算の減算額を算定します。育児休業延長許容の減算額は、希望の保育指数的減算額から減算額を差し引いた額となります。

提出先：育児休業延長許容の申出書 提出先
 提出先：育児休業延長許容の申出書 提出先

提出先：育児休業延長許容の申出書 提出先

『育児休業延長許容の申出書』

＜保育指数を著しく下げる期間について＞いずれかを選択し、☑をしてください。	
A	<input type="checkbox"/> この申込みの有効期間内すべての月において、保育指数を著しく下げてほしい。
B	<input type="checkbox"/> 令和7年 月 月までは、保育指数を著しく下げてほしい。 (翌月以降は、通常の保育指数で利用調整いたします。) ▶令和7年2月までと記入した場合 令和7年2月まで：10点で算定 / 令和7年4月から：通常の保育指数(就労等)で算定 (出産予定がある方のみ) 出産要件以外の期間は、保育指数を著しく下げてほしい。 ▶出産要件期間中（内定しても復職が不要）は24点で算定し、出産要件期間以外の育児休業取得期間中は10点で算定します。
C	<input type="checkbox"/> 出産要件期間以外（内定しても復職が不要）は24点で算定し、出産要件期間以外の育児休業取得期間中は10点で算定します。

- 選択肢「A」にチェック 申込期間中すべての月で減算
- 選択肢「B」にチェック 記入した月まで減算
- 選択肢「C」にチェック 出産要件期間以外の育児休業取得期間中は減算

続いて、保育指数を下げる希望のある方の申込について説明します。
 令和6年10月1日より、申込期間中に保育指数を著しく下げる希望がある児童の申請については、通常の申請書類に加えて『育児休業延長許容の申出書』の提出が必要になりました。
 従来の『復職に関する申立書』は使用できなくなります。
 保育園等に入所が決まり次第復職される方については、『育児休業延長許容の申出書』の提出は不要です。
 A・B・Cの選択肢をご覧ください、ご自身にあったものを記入して提出してください。記入していただいた選択肢に応じて、指数が減算される期間が変わります。

利用調整に関する注意事項です。すべての項目を必ずご確認ください。	
1	希望する保育所等に入所できない場合に、育児休業の延長を許容する方のみ提出してください。 (他の利用申込者より優先順位が下がります。)
2	『就労証明書』等の保育を必要とする証明書提出の有無に関わらず、上記A～Cで示す期間中、 保育指数は保護者ともに10点とし、加算の調整指数は適用しません。
3	利用調整は、指数の高い児童から順に内定を出します。保育指数10点を適用した場合でも、希 望保育園の 申込み状況によっては内定となる場合があります 。内定した場合は、入園月の末日ま でに復職が必要となります。 利用調整期間中に希望園を削除する等の対応もいたしかねます 。
4	内定を辞退した場合は、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。
5	本申出書の適用に係る一切の不利益について、練馬区は責任を負いません。育児休業延長および 給付金受給手続きについては、勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

上記についてすべて確認し、保護者全員が同意しました。

記入日	令和 年 月 日
代表保護者 (自署)	

『育児休業延長許容の申出書』を提出する方にご確認いただく注意事項です。すべてご確認のうえで、署名をしてご提出ください。

『育児休業延長許容の申出書』をご提出された場合でも、申込状況によっては内定になることがあります。

内定した場合は内定月中の復職が必要になり、内定辞退した場合は保留通知は発行されません。

また、利用調整期間中に希望園を削除する等の対応はできなくなります。なお、育児休業の延長や育児休業給付金手続きについては、勤務先の担当者またはハローワークにお問い合わせください。

◆ 3 練馬区へ転入予定のある方へ

- 受付先：練馬区に直接申込み（練馬区の締切日に準ずる）
- 必要書類

- 『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④
- 保育を必要とする状況を証明するための書類
- その他世帯の状況に応じて必要な書類
- 税に関する書類
- 申込児童の生年月日がわかる書類のコピー（母子手帳（生年月日が確認できるページ）各種医療証等）

+

練馬区への転入予定先住所・引渡日や契約期間がわかる書類
（例）売買契約書
賃貸借契約書
『同居誓約書』等

転入住所が決まってない方→次のページ

最後に、練馬区へ転入予定の方の申込みについて説明します。

令和6年10月1日より、申込みの受付先は練馬区役所保育課入園相談係になります。

練馬区の各月の申込締切日までに、直接保育課入園相談係へ必要書類をご提出ください。

必要書類は、練馬区への転入予定先住所・引き渡し日または契約期間がわかる書類と、練馬区様式の申込書類等です。

申込されるお子様の生年月日がわかる書類のコピーが追加で必要になりましたので、併せてご提出ください。

練馬区への転入がわかる書類については、売買契約書、賃貸借契約書等をご提出ください。

練馬区に転入後の手続きについては、利用希望月1日までに住民票を異動させ、改めて申込書①、②を練馬区保育課入園相談係へご提出ください。

内定した方で、入園付き1日までに手続きができない場合、内定を取り消す可能性があります。

なお、転出元の自治体の保育園も同時に希望する方の申込先は、お住まいの自治体になります。

詳細は、「保育利用のご案内」42ページをご確認ください。

転入の申立書（4月入園申込み限定）

- 『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④
- 保育を必要とする状況を証明するための書類
- その他世帯の状況に応じて必要な書類
- 税に関する書類
- 申込児童の生年月日がわかる書類のコピー（母子手帳（生年月日が確認できるページ）各種医療証等）

※調整指数4番または5番（減算の調整指数）を適用し加算の調整指数は適用されません。
4/1までに転入が必要です。

+

『転入の申立書』
※HPに様式掲載

4月入園の申込みに限り、申込締切日までに練馬区への転入予定先住所が決まっていなかった場合や、売買契約書等の転入がわかる書類が用意できない場合でも、お申込みが可能です。その際は、『転入の申立書』をご提出ください。ただし、調整指数4番または5番の減算の指数が適用され、全ての加算の調整指数が適用されませんので、ご注意ください。なお、『転入の申立書』を提出された方についても、4月1日までに転入し、転入後の再申し込みが必要になります。



入園申し込みの際は、「保育利用のご案内」を必ずお読みいただくようお願いいたします。

「保育利用のご案内」は区役所本庁舎10階の保育課窓口等で配布しているほか、練馬区公式ホームページでもご覧いただけます。

以上で、令和7年保育園入園申込みのポイントの動画を終わります。